

# 平成20年度から 公共施設使用料の減免措置を見直します。

本市では、第4次総合振興計画（平成13年3月策定）に掲げる将来都市像「人と自然が調和する生活緑園都市・おごおり」を目指して、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、大変厳しい財政状況の中、行政改革に取り組んでおります。

現在、平成19年5月に策定した「小郡市行政改革行動計画（平成19～23年度）」に基づく「**具体的取組事項（集中改革プラン）**」を実施しております。

その取組事項の一つとして、公共施設使用料の減免措置を見直します。

## 1 公共施設使用料の減免措置の見直し

これまで、条例・規則により、半額減免などの措置が適用されていた団体について、基本的に使用料の減免措置を廃止します。

## 2 減免措置を見直す理由

①老朽化した公共施設の維持補修を計画的に行う。

②公平な受益者負担を図る。

③財源確保を図る。

## 3 見直しの施行時期

平成20年4月1日から

## 4 今回、見直す公共施設（【 】内は施設担当課）

- |                            |                         |
|----------------------------|-------------------------|
| ①宝満ふれあいセンター【農業振興課】         | ②農産加工センター【農業振興課】        |
| ③高齢者社会活動支援センター【介護保険課】      | ④総合保健福祉センター「あすてらす」【健康課】 |
| ⑤隣保館（市民館）および各集会所【人権・同和対策課】 |                         |
| ⑥人権教育啓発センター【人権・同和対策課】      |                         |
| ⑦各教育集会所【人権・同和教育課】          | ⑧生涯学習センター【生涯学習課】        |
| ⑨各校区公民館【生涯学習課】             | ⑩のぞみがおか生楽館【生涯学習課】       |
| ⑪小郡交流センター【生涯学習課】           | ⑫文化会館【生涯学習課】            |
| ⑬各地域運動広場【生涯学習課】            | ⑭体育施設（体育館など）【生涯学習課】     |
| ⑮学校施設（屋内運動場など）【生涯学習課】      | ⑯埋蔵文化財調査センター【文化財課】      |

\* 詳しくは、各公共施設担当課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】各担当課 ☎72-2111（代表電話）  
文化財課 ☎75-7555